豊島区 TOSHIMA CITY

資料1－(1)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【環境保全課 環境美化グループ】

事業名	路上喫煙及びポイ捨ての抑制

ここがポイント	「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を改正し、路上喫煙およびポイ捨て等に対し、新たに過料制度を導入することで、安全で快適な都市空間の確保と環境美化を推進する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- インバウンドや国内観光客の増加に伴い、近年、路上喫煙やポイ捨てごみの散乱が、社会問題化している。違反に対しては、巡回パトロールによる指導・啓発を行ってきたが、路上喫煙やポイ捨てに関する苦情等は、直近5年間で約 1.4 倍に増加している。
- 安全で快適な都市空間の確保と環境美化を推進するため、「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を改正し、路上喫煙およびポイ捨て等に対し、新たに過料制度を導入する。12月にパブリックコメントを実施の上、令和9年第1回区議会定例会に改正する条例案を上程し、令和9年4月1日からの施行を目指す。
- 喫煙所の整備は、路上喫煙・ポイ捨て対策に効果があることから、苦情が多く寄せられている大塚駅南口（豊島区南大塚2丁目45番）に喫煙所を設置し、10月30日より供用を開始。今後、民間事業者との連携や助成制度の拡充を通じて、喫煙所の確保を進めていく。

2. 目的

- 喫煙マナーと喫煙所の整備で、喫煙者も非喫煙者も快適に過ごせるまちの実現を目指す

3. 内容

- 安全で快適な都市空間の確保と環境美化を推進するため、「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を改正するためのパブリックコメントを実施し、令和9年第1回区議会定例会に条例改正案を上程する。

(1)主な内容

	現行	改正案
路上喫煙	・火のついたたばこの喫煙を禁止 ・罰則なし	・禁止事項に加熱式たばこを追加 ・2万円以下の過料（重点区域　池袋、大塚エリア）
ポイ捨て	・空き缶やたばこの吸い殻等、散乱性の高いごみのポイ捨てを禁止 ・2万円以下の罰金	・禁止事項にスーツケース等を追加 ・2万円以下の過料（重点区域　池袋、大塚エリア）

(2)施行日：令和9年4月1日、過料の適用日：令和9年7月1日

4. 今後のスケジュール

- 令和8年12月1日～28日　パブリックコメント
- 令和9年2月　第1回区議会定例会に条例改正案を上程
- 令和9年4月1日　条例公布・施行、周知
- 令和9年7月1日　過料の適用開始

豊島区 TOSHIMA CITY

資料1－(2)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【危機管理課 治安対策担当グループ】

事業名	路上での客引き対策

ここがポイント	「豊島区客引き行為等の防止に関する条例」を一部改正し、区内繁華街における悪質な路上客引き等の防止を図り、誰もが安心して過ごせるまちを実現する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 池袋駅を中心とする区内繁華街や路上において、店名や料金を表示したプラカードを持った従業員が多数立ち並び、通行人に声をかける等、街の景観や地域の健全な環境を害している状況がある。

・ 区民の方からは「街が不健全な状態である」「通行の妨げになっている」「客引きがたむろして路上喫煙しており、街の雰囲気が悪くなっている」「環境や治安の悪化につながるのではないか」といった声が寄せられている。

2. 目的

・ 区内繁華街において悪質な路上客引き等の防止を図り、誰もが安心して過ごせるまちを実現する。

3. 内容

・ 区内繁華街において悪質な路上客引き等の防止を図るため、「豊島区客引き行為等の防止に関する条例」を改正するためのパブリックコメントを実施し、令和9年第1回区議会定例会に条例改正案を上程する。

(1)主な内容

	現行	改正案
禁止行為の強化	客引きを行う目的で客待ちをすること	営業の情報を表示したパネル等を提示する等の行為(禁止行為)
適用業態の追加	店舗型性風俗特殊営業、酒類提供営業、カラオケ	コンセプトカフェ等を追加
質問・調査権を強化	行為者への質問、文書の提示や協力の要求	店舗への立入り、資料提供、報告義務などを追加
過料手続きの厳格化	①指導 ②警告 ③勧告 ④過料(1万～5万円)	①指導 ②勧告 ③過料(5万円) ※警告の規定を削除し、3 回目で過料を科すことが可能となる

(2)施行日:令和9年4月1日

4. 今後のスケジュール

・ 令和8年12月1日～27日　パブリックコメント

・ 令和9年2月　第1回区議会定例会に条例改正案を上程

・ 令和9年4月1日　条例公布・施行、周知

豊島区 TOSHIMA CITY

資料2－(1)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【産業振興課 創業・経営支援グループ】

事業名	マル経融資利子補給事業の開始

ここがポイント	・ 小規模事業者向けの「マル経融資」を利用する区内事業者に対し、利子の一部を補給 ・ 令和9年1月以降の融資実行分を対象に、支払利子の30%を最大 36か月分補給 ・ 金利負担を軽減し、小規模事業者の資金繰りと経営安定化を支援

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 物価高騰の長期化により、価格転嫁への対応や人件費の上昇など、小規模事業者は様々な経営課題に直面している。また、金利環境が変化する中、支払利息の増加が小規模事業者の資金繰りを一層厳しくさせている。

・ 小規模事業者経営改善資金（以下、マル経融資）は、東京商工会議所の経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が融資を行う制度である。融資後も継続的な経営支援を受けられることから、小規模事業者の経営改善と事業継続を支える重要な融資制度として位置付けられている。

・ 昨今の厳しい経営環境の中では、現行の区制度融資だけでなく、小規模事業者の経営基盤強化に資するマル経融資への利子補給の重要性は一層高まっており、東京商工会議所からも要望が提出された。

2. 目的

・ マル経融資を利用する小規模事業者に対し、利子の一部を補給することで、資金繰りと経営安定化を支援する。

3. 内容

対象要件	豊島区内に本店登記地と主たる事業所を有し、マル経融資の融資実行を受けた小規模事業者
対象期間	令和9年1月以降に実行されたマル経融資
補給内容	事業者が支払った利子の30%を、融資実行後最大36か月分補給
補給の流れ	① 事業者が東京商工会議所豊島支部へマル経融資を申し込み、経営指導・審査を経て、日本政策金融公庫が融資を実行 ② 事業者が区へ利子補給を申請 ③ 区が申請内容を確認し、事業者へ利子補給金を交付

4. 今後のスケジュール

令和8年12月	利子補給開始に関する周知広報
令和9年10月	申請受付に関する周知広報
令和9年12月	令和9年分の利子補給申請受付
令和10年1月～3月	令和9年分の利子補給実施

5. 事業費

補正予算総額 1,534 千円

※第4回区議会定例会補正予算案に周知と広報のための経費を計上

※マル経融資額の補助事業費は、令和9年度当初予算案で計上予定

豊島区 TOSHIMA CITY

資料2－(2)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【地域保健課 管理グループ】

事業名	地域医療体制確保緊急支援金の交付

ここがポイント	・ 物価高騰下においても、区民が安心して医療を受けられる地域医療体制を確保するため、区内病院に対して本区独自の支援金を交付 ・ 入院患者1人・1日あたり 250 円を支給し、区内病院の経営を支援する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 直近2年間で区内中小病院 13 院のうち 3 院が閉院(うち1院は診療所化)した。
・ 病院への聞き取り等により、物価高騰に診療報酬の改定が追い付かず、日々の経営が困難な状況が顕在化した。
・ 東京都においては、令和7年度より緊急的・臨時的な支援として、入院患者1人当たり1日を単位とした民間病院への支援を行っている。
・ 区民が安心して医療を受けられる地域医療体制を確保するため、区内病院に対して区独自の支援金を交付する。

2. 目的

・ 医療機関のうち特に物価高騰の影響が大きいと考えられる病院に対する緊急・臨時的な支援として、「地域医療体制確保緊急支援金」を交付し、区民が安心して医療を受けられる地域医療体制を確保する

3. 内容

(1)対象:区内10病院(病床数20以上の医療機関で、本事業では都立大塚病院を除く)
(2)対象期間:令和8年12月15日から令和9年3月31日まで ※この期間に入院患者を受け入れた病院
(3)支援金額:入院患者1人・1日あたり250円

4. 今後のスケジュール

・ 令和8年12月上旬 第4回区議会定例会にて補正予算議決・予算配当
・ 令和8年12月中旬 補助金の交付申請・交付決定
・ 令和9年3月以降 各病院より実績報告・支援金の支払い

5. 事業費 ※第4回区議会定例会補正予算案に計上

補正予算総額 20,531 千円

豊島区 TOSHIMA CITY

資料3－(1)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【学務課 保健給食グループ】

事業名	私立小中学校等に通う子どもへの給食費相当額補助

ここがポイント	・ 私立小・中学校等に通う児童・生徒の世帯に対し、区立小・中学校と同等の給食費相当額を支援する方向で検討

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ すべての子育て世帯への支援の重要性、子どもたちの健やかな育ちに不可欠な“食”の応援、東京都の新たな補助制度の創設を踏まえ、私立小・中学校等に通う児童・生徒の世帯への給食費相当額補助について、令和9年度からの実施を想定し、検討を進めている。

・ 令和9年度実施に向け、申請受付、支給事務等の体制を事前に整える必要があるため、事務経費について、令和8年第4回区議会定例会に補正予算案を上程するものである。

2. 目的

・ 進学先にかかわらず、子育て世帯を等しく支援することを目的とする。

3. 内容

・ 私立小・中学校等に通う児童・生徒の世帯に対し、区立小・中学校と同等の給食費相当額を支援する。

・ 支給額や対象範囲などの詳細は現在検討を進めている。令和 9 年当初予算案で公表予定。

・ 今回の補正予算は、令和9年度実施に向けた準備経費について、債務負担行為を設定する。

4. 今後のスケジュール

・ 令和9年2月　　事業者決定(契約)

・ 令和9年5月以降　事業案内・受付

5. 事業費

補正予算総額　令和8～9年度　36,536千円

※第4回区議会定例会補正予算案にて準備のための債務負担行為を設定

※給食費相当額の補助事業費は、令和9年度当初予算案で計上予定

豊島区 TOSHIMA CITY

資料3－(2)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【子ども若者課 進学応援グループ】

事業名	豊島区大学等進学応援金の創設

ここがポイント	・ 入学手続、教材購入、住居準備など使途を限定せず、各家庭の状況に応じて自由に活用できる返済不要の給付金を区独自に創設 ・ 4月の入学を待たず、合格通知書等の確認後に給付することで、入学前の準備に活用可能

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 物価高騰や経済不安が続く中、経済的な理由で大学等への進学を断念することがないよう、進学時の初期負担を軽減するため、区独自の進学応援金を創設する。

2. 目的

・ 住民税非課税世帯に属する子ども・若者に対し、入学準備を支える応援金を給付し、進学の第一歩を後押しする

3. 支給額

・ 一律 40 万円を支給(原則返済不要の「給付型」)

4. 支給要件

以下の全てに該当すること

① 令和9年度に進学を予定している30歳未満の者

② 豊島区内に1年以上居住している
(令和7年7月1日以前から令和8年7月1日まで引き続き豊島区に住民登録している)

③ 令和8年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税の世帯(基準日:令和8年7月1日)

④ 対象進学先への入学が確定し、入学後に在学証明書を提出できる

※豊島区が実施する『児童養護施設退所者等支援事業による給付型奨学金』との併給は不可

5. 対象進学先

1年以上の修学課程を予定している以下の学校を対象とする

・ 大学(大学院を除く)、短期大学

・ 高等学校卒業程度の資格を入学要件とする専修学校、各種学校

※通学制・通信制のいずれも対象

6. スケジュール

・ 令和8年11月　対象者に通知を発送・意向調査・申請受付開始

・ 令和8年12月　支給開始

・ 令和9年4月　在学証明書により入学・在学を確認

7. 周知

個別案内だけで把握が難しい既卒者にも情報が届くよう、広報としま、区ホームページ、SNS、チラシ配布等で幅広く周知する。

区ホームページ:豊島区大学等進学応援金について
https://www.city.toshima.lg.jp/229/2609041927.html

豊島区
TOSHIMA CITY

資料4

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【建築課 監察グループ】

事業名	豊島区空家等対策計画の改定

ここがポイント	・ 豊島区空家等対策計画を令和9年4月に改定 ・ 10年ぶりに空家実態調査を実施 ・ 調査結果を踏まえ「予防」から「解消」まで一体的に切れ目ない政策を展開

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 近年、空き家が抱える問題は複雑化しており、特に管理が行き届いていない空家は、建物の老朽化による安全性の低下、防災・防犯上の不安、生活環境への影響など、地域の課題となっている。

・ 豊島区における65歳以上の単身世帯・夫婦のみの持ち家戸建ては、令和5年住宅・土地統計調査（総務省）によれば7,930世帯あり、また、令和7年国勢調査によれば、一人暮らし高齢者の割合は36.3%と高くなっており、今後の空き家増加が懸念されている。

2. 目的

・ 豊島区空家等対策計画を改定し、一体的に切れ目ない空き家対策を展開することで空き家の解消を図り、安心して住み続けられるまちづくりを目指す。

3. 内容

・ 区内全域の空き家実態調査を実施。空き家と思われる建物は586棟

・ 空き家と思われる建物のうち管理不全空家相当、特定空家相当が過半

・ 空き家実態調査等を踏まえ、空き家の様々な問題に対応するため、「発生予防」、「流通・利活用の促進」、「適切な管理」、「危険な老朽空き家の除却」の4つの柱を軸に豊島区空家等対策計画を改定し、一体的に切れ目ない空き家対策を展開する。

4. 今後のスケジュール

・ 令和8年7月～9月　空家等実態調査（現地調査）
・ 令和8年10月　空家等実態調査（アンケート調査）
・ 令和9年1月　豊島区空家等対策審議会へ改定素案説明
・ 令和9年2月　パブリックコメント実施
・ 令和9年3月　豊島区空家等対策審議会へ諮問
・ 令和9年4月　豊島区空家等対策計画改定